（独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令の一部改正）

第百二十一条　独立行政法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人建築研究所法第十二条第五号の公共的団体を定める政令

本則中「独立行政法人建築研究所法」を「国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）」に改める。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第百二十二条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、「、独立行政法人情報通信研究機構」及び「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」を削る。

附則第三条中「、独立行政法人森林総合研究所」を「、国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第一号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

（小型船舶登録令の一部改正）

第百二十三条　小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三号を次のように改める。

三　国立研究開発法人防災科学技術研究所

第三十一条第五号を次のように改める。

五　国立研究開発法人水産総合研究センター

第三十一条第九号を次のように改める。

九　国立研究開発法人国立環境研究所

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第百二十四条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に改める。

第十三条第一項中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十四条第一項中「第十八条第四項（同条第六項」を「第十八条第三項（同条第五項」に改める。

第十六条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に、「あん分した」を「按分（あん）した」に改め、同条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第百二十五条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十八条」に改める。

第五十六条を削る。

第五十七条の前の見出しを削り、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付し、第五十八条を第五十七条とし、第五十九条を第五十八条とする。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第百二十六条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第百二十七条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十八条第五項」を「第十八条第四項」に改める。

第九条第一項及び第二項中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十条中「第十八条第四項（同条第六項」を「第十八条第三項（同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に改める。

附則第十三条中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十項」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に改める。

（雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第百二十八条　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「、独立行政法人宇宙航空研究開発機構」、「、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人建築研究所」、「、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター」、「、独立行政法人国立国際医療研究センター」、「、独立行政法人国立循環器病研究センター」、「、独立行政法人国立成育医療研究センター」、「、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、「、独立行政法人国立長寿医療研究センター」、「、独立行政法人産業技術総合研究所」、「、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、「、独立行政法人電子航法研究所」、「、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「、独立行政法人農業環境技術研究所」、「、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所」、「、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「、独立行政法人理化学研究所」を削る。

第十四節　環境省関係

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第百二十九条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。